

社会福祉法人北野会 行動計画

職員が妊娠・出産を経ても再び働きやすい環境、職員が長期間働いていきたいと思える環境に整える為に次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 24年 6月 1日～平成 27年 3月 31日まで

2. 内容

目標1：職員が妊娠・出産を経ても継続して働ける環境を整備する。

<対策>

- 平成 24年 6月～ 法人内の妊娠・出産に関わる制度について職員会議で資料を配布するなど周知を図る。
- 平成 24年 6月～ 職員が妊娠した場合において、職場復帰プログラムの策定等復帰するに於ける不安を軽減できるような体制を整備する。

目標2：男性においても、配偶者の出産時における特別休暇の取得を促進する

<対策>

- 平成 24年 6月～ 出産時における特別休暇制度について職員会議で資料を配布するなど周知を図る。
- 平成 24年 6月～ 配偶者の出産時において、特別休暇を取得しやすい勤務体制を整備する様、勤務表作成者への指導を行う。

目標3：長期期間、働きやすい環境にする為に年間公休数（平成24年度120公休）を確保すると共に、有休の取得率（年間使用数/年度付与）を全職員の平均70%以上とする。

<対策>

- 平成24年6月～ 各事業所で必要な人員を算定し、それに加えて有休が取得できるだけの人員を配置する。
- 平成24年 10月～（半期毎に）
事業所毎の半期における年次有給休暇の取得状況を把握し、取得が進んでいない事業所についての対策を検討する。